

○周南市隣保館条例より

別表第1（第6条関係）

周南市隣保館使用料

現行

区分	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時
50平方メートル未満	150円	220円	220円
50平方メートル以上	800円	1,190円	1,190円
調理実習室	800円	1,190円	1,190円



改正後（令和元年10月1日施行）

区分	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時
50平方メートル未満	150円	230円	230円
50平方メートル以上	810円	1,210円	1,210円
調理実習室	810円	1,210円	1,210円

別表第2（第6条関係）

周南市隣保館冷暖房使用料

現行

区分	1時間につき
50平方メートル未満	41円
50平方メートル以上	51円
調理実習室	51円



改正後（令和元年10月1日施行）

区分	1時間につき
50平方メートル未満	41円
50平方メートル以上	52円
調理実習室	52円

（使用料）

第6条 施設の使用料は、隣保館の事業目的に添うものについては無料とする。

2 隣保館の営利又は目的外使用については、別表第1及び別表第2のとおり使用料の合計金額を徴収する。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- 4 納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

○周南市隣保館条例施行規則より

(使用料の減額又は免除)

第8条 条例第6条第3項の規定による使用料の減額の基準は、次の各号に掲げるときで当該各号に定めるとおりとする。ただし、第3号を除き、冷暖房使用料は減額しない。

- (1) 市以外の官公庁が利用するとき。50パーセント減額
- (2) 市が後援するとき（入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。）。
30パーセント減額
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。市長が定める割合の減額

2 条例第6条第3項の規定による使用料の免除の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第3号を除き、冷暖房使用料は、免除しない。

- (1) 市が主催又は共催するとき。
- (2) 市内の公共団体が利用するとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

3 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第6条に規定する周南市隣保館使用許可申請書にその旨を記入し、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 条例第6条第4項ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付の額は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責任でない理由により、その使用を取り消したとき。既納使用料の全額
- (2) 使用の前日までに使用の取り消しを申し出たとき。既納使用料の全額
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。市長が定める額

2 前項の還付を受けようとする者は、周南市隣保館使用料還付申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。